

## 平成29年就業構造基本調査の調査事項の検討について（案）

### 1 調査事項の検討に当たっての基本的な考え方

調査事項の検討に当たっては、調査結果の連続性に対する高いニーズがある一方、正規・非正規雇用の実態など就業構造を詳細に把握する調査であることを踏まえ、①調査結果の時系列比較の確保、②社会経済情勢の変化等に伴う政策ニーズへの対応、③報告者負担、④集計・公表時期への影響、⑤調査票のスペース等を総合的に勘案して、必要な見直しを行う。

### 2 検討事項

- (1) 関係府省、都道府県及び有識者からの主な要望事項
- (2) 前回調査（平成24年調査）の統計委員会答申における指摘事項
- (3) 削除を検討する事項

### 3 調査事項の検討の方向性

- (1) 関係府省、都道府県及び有識者からの主な要望事項

#### 【29年調査で追加・変更の可能性を含め検討】

- ① いわゆる不本意非正規等の状況の把握に関する調査事項を追加してほしい。

#### 〔追加〕

いわゆる不本意非正規労働者に関する統計ニーズ（標本数の制約から労働力調査では困難な詳細クロス分析や地域別結果の提供）を踏まえ、労働力調査で把握している「現職の雇用形態についている理由」を追加する。

- ② 前回調査で削除した「現職への就業理由」を復活してほしい。

#### 〔復活〕

「現職への就業理由」については、前回（平成24年）調査において、東日本大震災の仕事への影響に関する事項（4項目）を新たに追加したことなどに伴い、他の調査事項と比較した相対的な必要性、報告者負担、調査票スペースの制約等を踏まえ削除したが、

ア 今回調査では東日本大震災の仕事への影響に係る事項は把握しないこと

イ 関係府省及び都道府県から政策利用の必要性から復活要望があること

ウ 前回調査の統計委員会答申における「今後の課題」の中で、“「前職の離職理由」を把握する調査事項との関係から、転職の実態を分析する上で有用な情報であることから、今回調査の結果を踏まえ、必要に応じて、本調査事項の復活について検討すること」とされていること

から、当該調査事項を復活する。

③ 前回調査で削除した「前職の企業全体の従業者数」を復活してほしい。

〔復活〕

「前の仕事についての企業規模」についても、1頁の②と同様の理由で削除したが、1頁のア及びイの理由から、当該調査事項を復活する。

④ 調査票の「4 教育(2) 学校区分」について、「短大・高専」を、「短大」と「高専」に分けてほしい。

〔「短大・高専」を「短大」と「高専」に分割〕

短期大学と高等専門学校では、その目的・役割や男女比などに大きな違いがあり、卒業後の状況が大きく異なることが予想されることから、高等教育機関の検討に関する政策ニーズを勘案し、「短大・高専」の選択肢を「短大」と「高専」に分割する。

※短大…資格・職業を目的とした教育により主にある職種への人材輩出という役割を担い、在籍者の90%以上が女性

※高専…主に工学分野の専門教育を行っており、卒業生は製造業を中心に90%以上が技術者として就職し、85%近くが男性

⑤ 調査票上、「初職について」に係る調査項目を「C1 前の仕事をいつやめたか」よりも前に配置するように変更してほしい。

〔「初職について」欄の調査票レイアウトを変更〕

現行の「初職について」欄は、「C 前の仕事について」欄の中にあり(C7～C9)、前職の調査項目と混在しているため、誤記入防止の観点から、調査票の「初職について」の欄を「D 初職について」として独立させ、より分かりやすいレイアウトに変更する。

⑥ 高齢者で初職についた時期が数十年前の場合、初職時期(年月)を正確に記入することは難しく、記入負担も大きいのではないか。

〔「初職に就いた時期」の設問形式を変更〕

前職の仕事の離職時期と同様の設問形式に変更する。

- ・昭和62年(1987年)以前
- ・昭和63年(1988年)以後 →□□年□□月

- ⑦ 労働基準法改正案において、多様で柔軟な働き方の実現に向けたフレックスタイム制、裁量労働制の見直しが進められていることから、「適用されている労働時間制度」を世帯調査としても把握しておく必要があるのではないか。

〔追加可能性を検討〕

労働基準法改正案に関する今後の国会審議等の状況や制度の適用状況、他の追加項目と比較した重要性、記入の正確性確保の可否等を総合的に勘案し、設問追加の可能性を検討する。

- ⑧ 労働基準法の改正によって、有給休暇の5日間の取得が義務化された場合、その取得状況を把握する必要があるのではないか。

〔追加可能性を検討〕

上記⑦と同様

【中長期的に検討】

- ⑨ 現在の仕事、探している仕事について、特に正社員について、勤務地限定、職務限定、就業時間限定といった「多様な正社員」かどうかについて項目を追加してほしい。

〔今後の府省横断的な検討結果を踏まえ検討〕

公的統計の整備に関する第Ⅱ期基本計画において、統計調査における労働者区分については、雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性の向上等の観点から、関係府省一体となって検討することとされているため、多様な正社員を含めた常用労働者の内訳区分については、今後の府省横断的な検討結果を踏まえ検討する。

## 【追加・変更は困難と考えられるもの】

### ⑩ 同一企業内での雇用形態の変更についての項目を追加してほしい。

「同一企業内か否か」という定義は難しく、企業グループなどとの違いを含め、雇われている人から正確な回答を得ることは困難であると考えられる。

### ⑪ 転職希望理由（A8の2）の選択肢に、「出産・育児のため」と「介護・看護のため」を追加してほしい。

「出産・育児のため」と「介護・看護のため」の選択肢は、前職の離職理由や非求職理由の中で把握しており、転職希望理由の中で更に把握する必要性は低いと考えられるほか、時系列比較の確保や調査票スペースの制約等を勘案すると追加は困難であると考えられる。

### ⑫ 前の仕事の従業上の地位（契約期間別）を追加してほしい。

前職の雇用契約期間等を正確に把握することは困難と考えられる。

### ⑬ 調査票の「4 教育（2）学校区分」について、「大学院」を、「修士課程」（「博士課程（前期）」及び「専門職学位課程」を含む。）と「博士課程」の課程別に分けてほしい。

行政利用としての学位課程の区分と記入者が認識している区分に違いがあると考えられることから、博士課程の前期と専門職学位課程を含む定義で「修士課程」を正確に把握することは困難と考えられる。

### ⑭ 前職の産業、職業について、小分類又は中分類で集計してほしい。

小分類や中分類の正確な格付を行うためには、前職欄にも「勤め先の名称」欄を追加する必要（インターネット等の会社情報から産業、職業に関する詳細な格付情報を取得）があるが、前職については、勤め先の廃業や名称・事業内容の変更等が発生するため、現職と同様の格付情報を得ることは不可能であることから、前職の産業、産業の小分類又は中分類での集計は困難であると考えられる。

⑮ 「B5 その仕事を探したり開業の準備をしたりしていますか」の次に、どの程度の労働条件（1年間の就業日数及び1週間の就業時間（A5と同じ調査項目））を希望しているのか分かるように項目を追加してほしい。

「B4 どのようなかたちで仕事をしたいですか」において希望する雇用形態を把握しており、当該結果から就業日数や就業時間のある程度推測することができると思われることから、他の追加検討項目と比べた追加必要性、報告者負担、調査票スペースの制約等を総合的に勘案すると、追加は困難であると考えられる。

⑯ 転職希望者について、どの産業、職業に変わりたいか、また、就業希望者について、どの産業に就きたいかについて項目を追加してほしい。

他の追加検討項目と比較した追加必要性、報告者負担、調査票スペースの制約等を総合的に勘案すると、追加は困難であると考えられる。

⑰ 9月末1週間の就業状態についての項目を復活してほしい。

当該事項は、平成14年調査及び19年調査において調査していた事項であるが、ユージュアル・ベースとアクチュアル・ベースの就業状態のクロス集計結果の分析により明らかになった両調査方法の特性を踏まえ、前回調査の統計委員会審議において、

- ア 今後はユージュアル・ベースのみの調査とすること
- イ 調査対象者の負担軽減にも寄与すること
- ウ 前々回（平成19年調査）答申において今後の課題とされている「ふだんの就業状態のとらえ方に関する検討」に対応したものであることから当該調査事項の削除は適当とされている。

⑱ 新たに就業者の従業地が把握できる調査事項を追加してほしい。

就業者の従業地については、国勢調査において市町村別等の詳細な結果を利用することが可能であり、就業構造基本調査で都道府県別の結果を別途提供する必要性は低いと考えられるほか、他の追加検討項目と比較した追加必要性、報告者負担、調査票スペースの制約等を総合的に勘案すると、追加は困難であると考えられる。

⑲ 転職者の従業地の状況（自県から他県、他県から自県への転職者など）を把握してほしい。

他の追加検討項目と比較した追加必要性、報告者負担、調査票スペースの制約等を総合的に勘案すると、追加は困難であると考えられる。

## (2) 前回調査（平成24年調査）の統計委員会答申における指摘事項

（前回統計委員会答申（諮問第40号）における「今後の課題」）

- ① 平成24年就調においては、「1か月以上6か月以下」となっているが、雇用契約期間が3か月である労働者が全有期雇用契約者の中でウエイトを占めていることが考えられることから、更に「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割することを検討すること。

本年10月から実施する「就業希望の把握に関する準備調査」において雇用契約期間に係る選択肢の細分化について検証・検討することから、当該検討結果を踏まえ検討する。

- ② 前回調査で「現職への就業理由」を削除しているが、「前職の離職理由」を把握する調査事項との関係から、転職の実態を分析する上で有用な情報であることから、前回調査の結果を踏まえ、必要に応じて、本調査事項の復活について検討すること。

当該調査事項を復活する。（1頁の②と同様）

## 【参考】

平成23年10月21日統計委員会諮問第40号の答申（平成24年1月20日統計委員会）

### 3 今後の課題

就業構造基本調査は、国民の就業構造を詳細に捉えることができる唯一の調査であり、かつ、5年に1回の調査であることから、今後の非正規雇用者の実態やワーク・ライフ・バランスの変化の状況等を平成29年に実施予定の次回調査においても十分に勘案する必要がある。その際、以下について検討すること。

#### (1) 「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化

「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項に係る選択肢のうち、「1か月以上1年以下」については、平成24年10月実施予定の就業構造基本調査（以下「今回調査」という。）において「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割することが必要であるとしたところであるが（前述2-(1)-ア-(ウ)参照）、独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成20年に実施した「働くことと学ぶことについての調査」に参考となる事項があり、その結果を勘案すると、雇用契約期間が3か月である労働者が全有期雇用契約者の中で一定程度のウェイトを占めていることが考えられることから、更に「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割することを検討すること。

#### (2) 「現職への就業理由」の把握の検討

「現職への就業理由」を把握する調査事項については、今回調査においては就業理由の項目別出現率が時系列に大きな変化がないことから削除することとしているが、本調査事項は「前職の離職理由」を把握する調査事項との関係から、転職の実態を分析する上で有用な情報であることから、今回調査の結果を踏まえ、必要に応じて、本調査事項の復活について検討すること。

### (3) 削除を検討する事項

前回の平成24年調査では、調査期日が東日本大震災の発生から1年半後であったため、東日本大震災の仕事への影響を把握（4項目を追加）したが、平成29年調査で把握する必要性は低いと考えられることから、東日本大震災の仕事への影響を把握する事項を削除する。